# 畜産・酪農をめぐる情勢

令和6年2月

農林水産省 畜産局

#### 目 次 【畜産・酪農の概況】 我が国の農業における畜産の地位 畜産物の食料自給率 • • • 5 畜産の都道府県別産出額 【牛乳乳製品関係】 生乳の需給構造 乳用後継牛の確保に向けた取組 6 • • • 14 最近の生乳の生産・処理状況 酪農経営における労働負担の軽減 15 生乳の用途別仕向量の推移 酪農の生産性の向上、省力化の推進 • • • 16 畜産・酪農の就農・後継者支援対策 生乳需給の推移 畜産・酪農における新たな人材の活用 乳製品需給の推移 10 18 酪農の経営安定対策の概要 19 総合乳価の推移 生産コストと所得の推移 改正畜産経営安定法における生乳流通・・・ 乳用牛飼養戸数・頭数の推移 【牛肉関係】 牛肉の需給動向 肉用子牛対策の概要 21 · · 28 牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移・・・ 肉用子牛生産者補給金制度 - - 29 肉用子牛価格の推移 23 和子牛生産者臨時経営支援事業 30 0 肉用牛飼養戸数・頭数の推移 優良和子牛生産推進緊急支援事業 • • • 31 肉用牛繁殖雌牛の動向 肉用牛肥育経営安定交付金 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組 (牛マルキン) の概要 32 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進・・ 【豚肉関係】 豚肉の需給動向 33 豚の生産能力向上への取組 36

34

35

豚枝肉卸売価格の推移

豚飼養戸数・頭数の推移

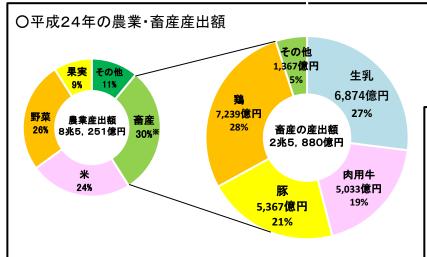
肉豚経営安定交付金(豚マルキン)概要・・

【 <b>鶏肉関係</b> 】 ○ 鶏肉の需給動向	<ul><li>○ 豚肉の輸出について</li><li>○ 鶏肉の輸出について</li><li>○ 鶏卵の輸出について</li><li>○ 牛乳・乳製品の輸出について</li><li> 59</li></ul>
〇 鶏卵の需給動向・・・ 41〇 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移・・・ 42〇 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移・・・ 43〇 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要・・・ 44	【その他】 <ul><li>○ 持続的な畜産物生産の在り方について・・・60</li><li>○ 畜産分野の脱炭素化への取組 ・・・64</li><li>○ 畜産クラスターの支援状況 ・・・67</li></ul>
【飼料関係】 ○ 畜種別の経営と飼料	<ul> <li>高産クラスターの取組事例 ・・・68</li> <li>高舎特例法について ・・・70</li> <li>畜舎整備に活用可能な事業 ・・・71</li> <li>家畜の増頭・導入に活用可能な事業 ・・・72</li> <li>労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 ・・・73</li> <li>国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業 ・・・74</li> <li>畜産におけるGAPの取組について ・・・76</li> <li>畜産農家向けの金融支援策について ・・・77</li> </ul>
<ul><li>○ 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 ・・・ 52</li><li>○ (トピックス)青刈りとうもろこしの生産・利用の 状況 ・・・ 53</li></ul>	〇 みどり投資促進税制について       ・・・ 78         〇 みどり投資促進税制の対象機械       ・・・ 79         〇 総合的なTPP等関連政策大綱       ・・・ 80
【輸出関係】 ○ 畜産物の輸出について	2

# 【畜産・酪農の概況】

#### 我が国の農業における畜産の地位

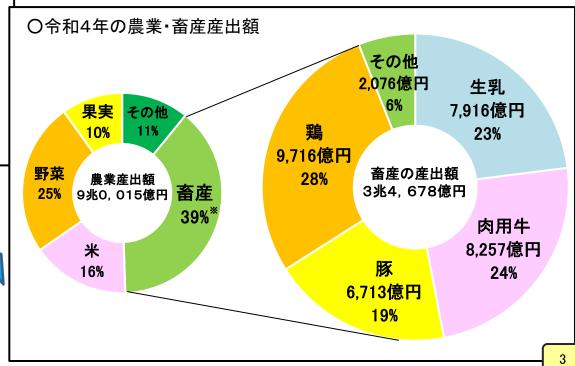
- ・ 令和4年の農業産出額は9兆0,015億円。うち畜産は3兆4,678億円となっており、産出額の約39%を占める。 (生乳:23%、肉用牛:24%、豚:19%、鶏:28%)
- 10年前(平成24年)と比べ、額で8,798億円、農業生産額に占めるシェアで8ポイント増加。※



◎平成24年から令和4年の10年間で 農業産出額は106%、畜産の産出額は134%に増加

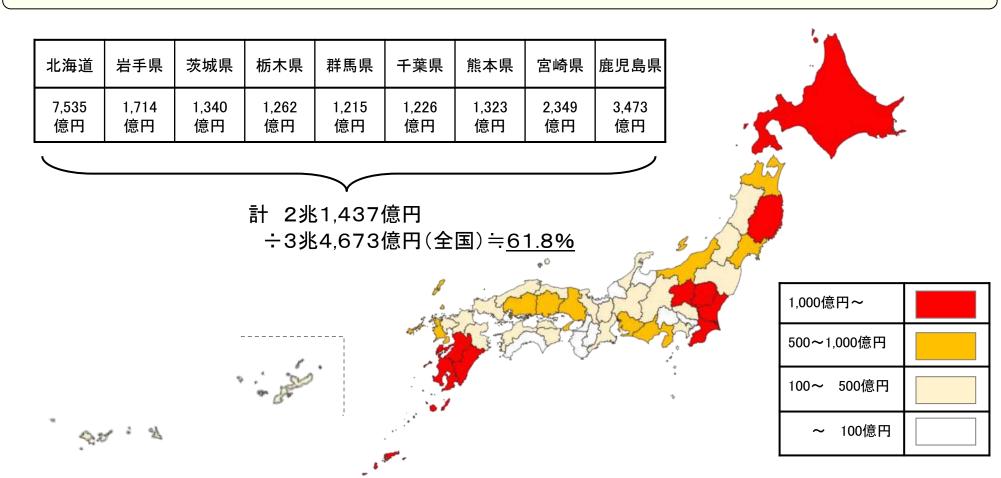
資料:農林水産省「令和4年農業総産出額(全国)」

※四捨五入の関係で、グラフと説明の記載は一致しない場合がある。



# 畜産の都道府県別産出額

・ 産出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が9道県(北海道、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)となっており、この9道県で全国の約62%を占める。

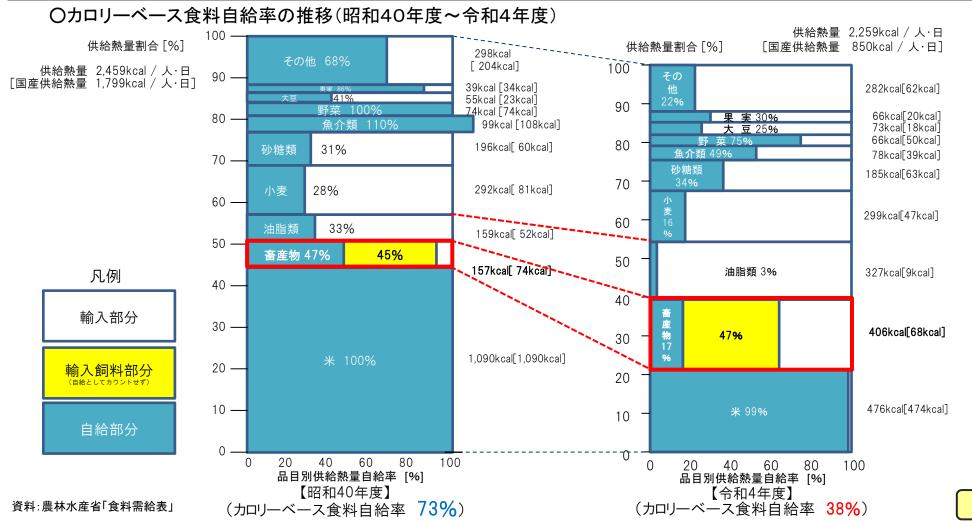


資料:農林水産省「令和4年農業産出額(都道府県別)」

注:都道府県別の数値は中間生産物(子豚等)が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

# 畜産物の食料自給率

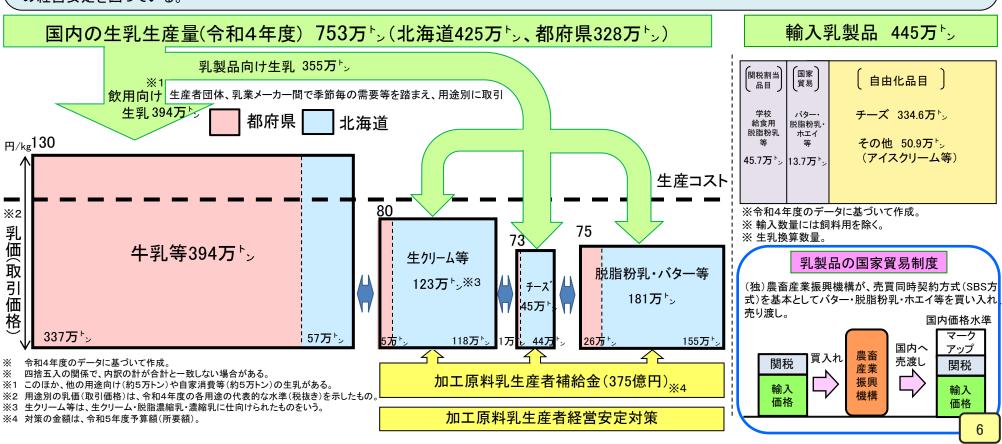
- ・ 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油 脂類の消費が増大。
- 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況



# 【牛乳乳製品関係】

### 生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家 の経営安定を図っている。



# 最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和元年度に増加に転じ、令和3年度まで増加傾向で推移してきたが、令和4年度は需給の緩和を背 景に減少し、5年度(4-12月)は北海道の生産量が前年度比▲3.3%、都府県が▲5.2%減少したことにより、全体で▲4.1%減少。
- ・ 5年度(4-12月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同月比▲3.1%、乳製品向けは▲5.4%の減少。
- ・ 5年度(4-12月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同月比▲2.5%、乳飲料は▲0.8%、はつ酵乳は▲5.5%の減少。

#### 生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

#### 牛乳等の生産量の推移

単位・エキロリットル、06

_						<b>十四:751 2 、7</b> 6
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4−12月)
	<b> </b>	736	743	765	753	546
	生産量	(+1.1)	(+1.0)	(+2.9)	(▲1.5)	(▲ 4.1)
	小汽头	409	416	431	425	312
	北海道	(+3.1)	(+1.6)	(+3.7)	(▲1.3)	(▲ 3.3)
	<b>郑</b> 広 国	327	327	334	328	234
	都府県	(▲1.3)	(+0.1)	(+1.8)	(▲1.7)	(▲ 5.2)
	<b>北京集中中</b>	400	403	400	394	292
	牛乳等向け処理量	(▲0.2)	(+0.9)	(▲0.9)	(▲1.4)	(▲ 3.1)
	3 制しむより油	332	335	360	355	251
	乳製品向け処理量	(+2.8)	(+1.0)	(+7.3)	(▲1.5)	(▲ 5.4)
	うち脱脂粉乳・	159	170	186	181	122
	バター等向け	(+7.4)	(+6.3)	(+10.0)	(▲3.1)	(▲ 8.2)
	ニナエ ブウル	40	41	44	45	32
	うちチーズ向け	(+0.2)	(+2.4)	(+5.7)	(+3.0)	(▲ 5.8)
	5+ + 50 1 / 生力は	125	119	125	123	92
	うち生クリーム等向け	(▲1.6)	(▲4.1)	(+4.3)	(▲1.1)	(▲ 1.5)

					単位:十千	ロリットル、%
		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-12月)
食	次用牛乳等	3,568 (+0.0)	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	3,534 ( <b>1</b> .3)	2,633 ( <b>A</b> 2.5)
	牛乳	3,159 (+0.1)	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	3,149 ( <b>1</b> .5)	2,345 ( <b>A</b> 2.7)
Fi Fi	加工乳· 成分調整牛乳	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	288 ( <b>▲</b> 1.3)
	乳飲料	1,169 (+3.7)	1,122 (▲4.0)	1,085 (▲3.3)	1,076 ( <b>▲</b> 0.8)	824 ( <b>▲</b> 0.8)
	はっ酵乳	1,139 (+4.9)	1,164 (+2.3)	1,126 (▲3.3)	1,039 ( <b>▲</b> 7.8)	748 (▲ 5.5)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」

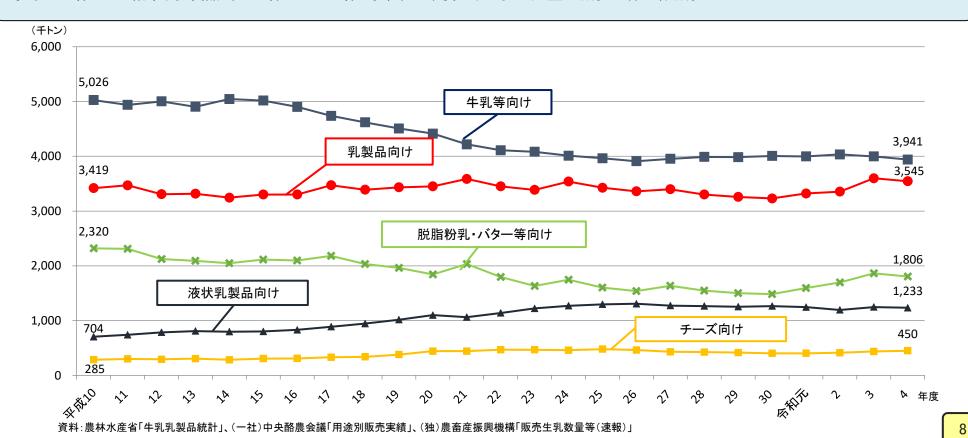
<sup>※</sup> 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

<sup>※</sup> 令和4年度および令和5年度の数値は速報値。

<sup>※</sup> 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

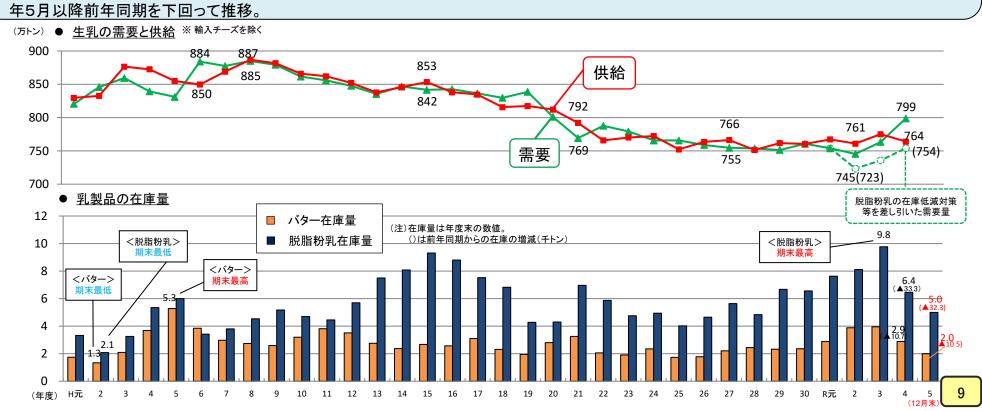
### 生乳の用途別仕向量の推移

- ・ 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しており、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要やプラスワンプロジェクトの効果等により牛乳消費が堅調だったため微増したが、令和3年度からは微減。
- ・ 乳製品向け処理量は、近年は生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じる中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務用需要の減少により液状乳製品向けが減少する一方、需給調整品目である脱脂粉乳・バター等向けが増加した結果、乳製品向け全体としては増加。令和4年度は、生乳生産量の減少に伴い微減。



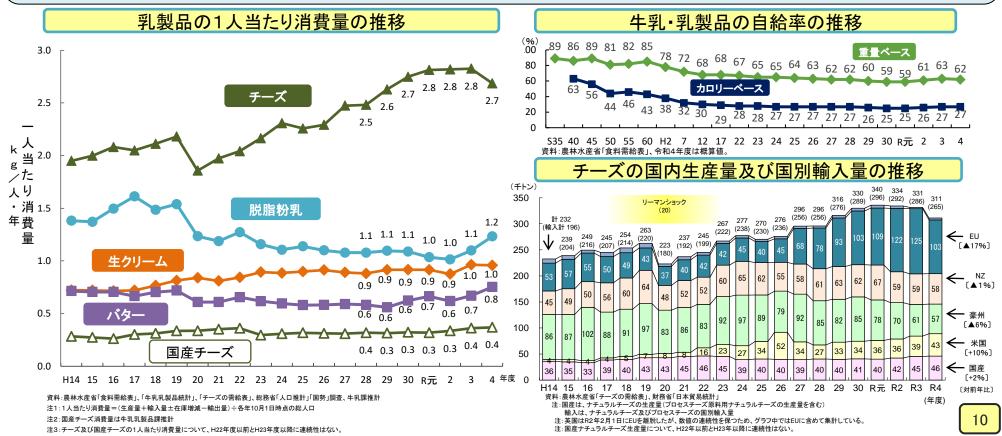
# 生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、これまでは国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移しており、輸入により需要を賄ってきたところであったが、令和 元年度に生乳生産量が増加に転じたところ。
- ・ 令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したこと等から、在庫量は前年同期に比べ増加。
- ・ 令和4年度以降、脱脂粉乳は生産量が消費量を上回っており、現状は在庫低減対策等の取組の効果により、前年同期に比べ減少はしている ものの、依然として消費は低迷しており在庫を積み増す情勢。バターは令和4年度初め頃から消費量が増加傾向で推移しており、在庫量は昨 年5月以降前年同期を下回って推移。



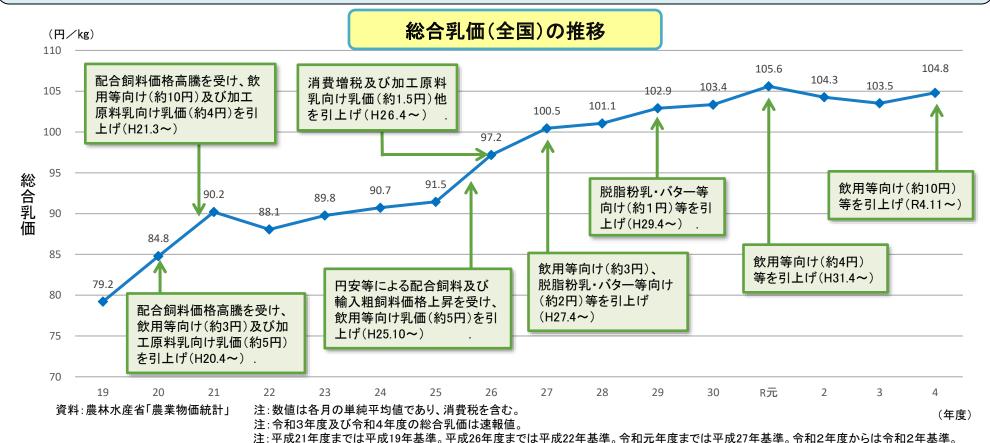
# 乳製品需給の推移

- ・ 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- ・ 牛乳・乳製品の自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和4年度は国内生産量の減少及び脱脂粉乳の在庫低減対策等による国内 消費仕向量の増加により、前年度より1ポイント減少。
- チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により消費量は減少。



#### 総合乳価の推移

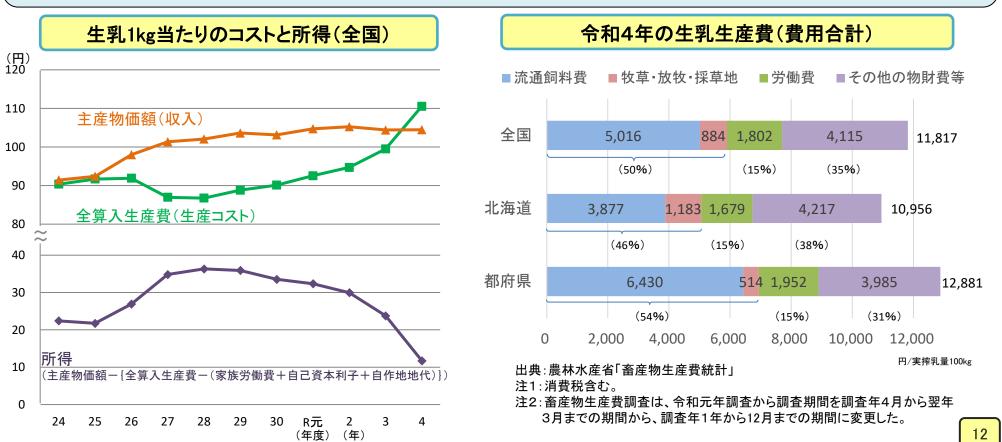
- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である<u>総合乳価</u> 口は、平成19年度からの配合飼料価格の高騰を受けて、平成20年度以降、飲用・乳製品ともに生乳取引価格が上昇していたものの、近年、その傾向も一服。
- ・ 令和4年度は、飼料費等資材価格の高騰を踏まえた同年11月の飲用等向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。



総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

# 生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初 妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や光熱動力費の上昇等 により、生産コストは大きく増加。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、26年度以降の乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇に加え、27年度以降の副産物価額上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。令和4年は、主産物価額がほぼ横ばいで推移した一方で、生産コストの増加により、所得は大きく減少。



# 乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率3~5%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成30年に16年ぶりに増加に転じたものの、令和5年度は減少(▲15千頭)。
- 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移しているものの、令和4年度はわずかに減少。

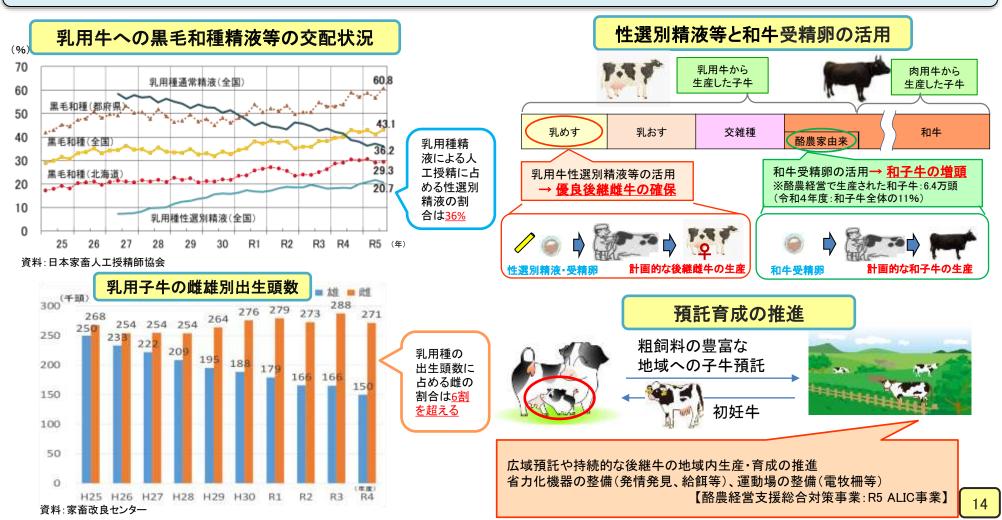
区分~	/ 年		平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5
乳用牛飼養剤	戸数(千戸	)	17.7	17.0	16.4	15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3	12.6
(対前年増	減率)(%)	)	(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	_	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)	(▲5.3)
うち	成畜50頭以	上層(千戸)	6.4	6.5	6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6
戸数	数シェア(%)		(38.0)	(39.8)	(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)
乳用牛飼養頭	頭数(千頭	)	1,371	1,345	1,323	1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371	1,356
(対前年増	減率)(%)	)	(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	_	(1.0)	(0.3)	(1.1)	(▲1.1)
うち	5 経産牛頭	頁数(千頭)	870	871	852	847	839	841	839	849	862	837
	未経産牛 (乳用後継牛)	)頭数(千頭)	502	474	471	481	492	499	513	507	510	519
うち	成畜50頭以	上層(千頭)	940	949	934	961	962	981	999	1,026	1,057	1,054
頭数	数シェア(%)		(71.0)	(73.1)	(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)
一戸当たり	IJ	全 国	51.5	53.4	54.3	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3	68.0
経産牛頭数(	(頭)	北海道	72.4	76.1	76.4	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1	90.0
		都府県	38.8	39.6	40.5	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1	51.6
経産牛一頭	当たり	全 国	8,511	8,522	8,581	8,636	<8,7	767>※注6	8,806	8,938	8,871	
乳量(k	g)	北海道	8,407	8,394	8,518	8,568	<8,9	45>	8,943	9,066	8,946	

資料:農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

- 注1:各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。
  - 2:平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。
  - 3:一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。
  - 4: 令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。
  - 5:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。
  - 6:経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数 の平均を用いている。

## 乳用後継牛の確保に向けた取組

- ・ 黒毛和種の交配率の上昇により、平成26~28年度にかけて乳用雌子牛の出生が1万頭程度減少。
- ・ 性選別精液口の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。
- ・ 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。



# 酪農経営における労働負担の軽減

- 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外
- · また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、<u>酪農ヘルパー</u> 🖽 の取組を支援。
- 1人当たり年間平均労働時間(令和3年)

酪農	肉用牛	養豚	製造業
2,096	1,707	1,730	1,871

資料:農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

- 〇 労働負担の軽減に向けた取組
- (1)飼養管理方式の改善
  - ・つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧
- (2)機械化
- (27)後祝记 ・搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット 等の導入
- (3)外部化
  - ・キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、 酪農ヘルパー、公共牧場

〇 労働負担の軽減に向けた国の支援策

# 畜産経営体生産性向上対策( R5当初)

省力化機械の導入等を支援

酪農緊急パワーアップ事業(R5 ALIC事業)

省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援

育成の外部化の実現に向けた支援策(R5当初)

公共牧場における乳用種(受卵牛)導入等を支援

- ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
- ① 傷病時における経営継続を支援
  →傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
- ② ヘルパー利用組合の強化を支援 ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数(1戸あたり)	22.8	23.1	23.6	23.7	24.1

# ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

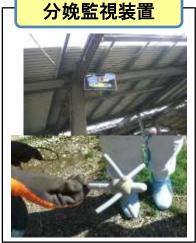
- 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、 分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。



# 搾乳ユニット自動搬送装置









機械 装置	搾乳ロボット

装置	作孔ロハツト
導入前	搾乳牛1頭毎に1日2回以 上搾乳するための労力と時 間が必要

導入後

自動的に搾乳が行われるた め、搾乳作業の労力が基本 的になくなるとともに、搾乳 回数の増加による乳量増加

に効果 Ex: 導入後、1頭当たりの飼

養管理時間が約40%削減

る労力を軽減でき、人手 不足に効果 Ex: 導入後、搾乳に必要 な労働者数・時間が減少

搾乳ユニット

自動搬送装置 自力で搾乳機(約9kg)を

移動させるため、労働負

搾乳機をレールで自動搬

送するため、搾乳にかか

担が大きい

# 発情発見装置 毎日一定時間の発情監視

が必要(夜間の発情見落と し等の懸念)

発情が自動的にスマホ等 に通知されるため、監視業 務の軽減や分娩間隔の短 縮に効果

Ex: 導入後、分娩間隔419 日まで短縮(全国平均432

日)

分娩監視装置 分娩が近い牛について、事 故がないように24時間体

大幅に減少(2.2→0.3%)

制で監視

分娩が始まると自動的に 連絡が来るため、長時間 の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が

省力化とともに、子牛の発 育向上に効果

間が必要

Ex: 導入後、子牛の哺乳に 係る労働時間が80%低減。

自動的に哺乳されるため、

哺乳ロボット

子牛1頭毎に1日2回以上

哺乳するための労力と時

16

#### 畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- 担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- 後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

#### 経営離脱・新規就農状況

AT THE PROPERTY OF THE PROPERT							
				R1	R2	R3	R4
		離脱者数	563	536	504	472	794
	全国	新規就農者数	99	85	105	95	73
酪 農		(うち新規参入者)	(29)	(28)	(37)	(38)	(32)
1 1 元		離脱者数	181	197	134	151	243
うち北海道		新規就農者数	64	54	72	53	48
		(うち新規参入者)	(21)	(24)	(28)	(26)	(27)
		離脱者数	1,541	1,620	1,354	1,487	1,644
	全国	新規就農者数	234	223	235	221	117
肉用牛		(うち新規参入者)	(51)	(54)	(61)	(70)	(85)
肉用牛		離脱者数	845	876	708	809	804
	うち九州・沖縄	新規就農者数	144	124	163	156	106
		(うち新規参入者)	(29)	(25)	(36)	(43)	(44)

「新規就農者」:経営者として新規に就農した者(新規参入者、Uターン就農者)

「新規参入者」: 農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

「Uターン就農者」:農業経営者の世帯員であり、他産業従事後に親の経営に参加又は経営を継承した者

資料)農林水産省調べ

			離脱要	因	
				4% 1.5%	4.5% 4.4%
酪農	30.3%	8.8%	15.3%	16.3%	15.9%
					1.5% 1.5% <sub>-</sub> 5.0%
肉用牛		62.8%		7.7% 1	4.2%
(繁殖)				1.0% 1	.0% 1.9% 5.5%
肉用牛	47.1%		6.7%	11.5% 12.59	% 17.3%
(肥育)	<ul><li>高齢化</li><li>経営者等の事故・邪</li><li>経営不振・悪化</li><li>環境問題</li><li>他畜産部門への転</li><li>第三者継承</li><li>その他</li></ul>			■後継者不在 ■労働か不足 ■他の経営・機械の急 ■他の経営他の急 ■財種等他の急 ■家畜疾病の発	の統合等 !業部門への転換

# 【R5補正】畜産·酪農収益力強化整備等特別対策事業

- ・法人を設立して新たな雇用や研修の場を創出する取組、農協が離農農場を 補改修をして畜舎や家畜を新規就農者に貸付ける取組等を支援。
- ・後継者不在の経営と地域のの担い手(新規就農等)のマッチング、
- 経営資源を継承するために必要な施設整備等を支援。

#### 【R5当初】新規就農者育成総合対策

- ・経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- ・就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金を交付。

#### 【R5当初】青年等就農資金

融資格 172億円

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営 農資金(資材等)を支援。

#### 【R5 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

- 担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、 畜舎の増改築等を支援。
- ・生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、 資産継承をサポートする取組を支援。
- ・酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

#### 【R5当初】農地利用効率化等支援交付金

・地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、 経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

#### 畜産・酪農における新たな人材の活用

- ・ 農業分野における雇用労働力は、平成17年に約13万人であったものが令和2年には約16万人と、この15年で1.2倍に増加 しているほか、令和5年の農林漁業分野の有効求人倍率は1.15倍(職業全体は1.12倍)となっている。
- 深刻化する人手不足に対応するため、新たな人材(就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」による外国人材など)の 活用が進んでいるが、日本人の短期就労を活用する取組もあり、労働力の確保が多様化している。



- ・特定技能1号外国人とは、農業を含む特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。
- ・ 農業分野では、耕種農業全般と畜産農業全般の区分があり、畜 産農業全般の資格を取得すれば、畜種を問わず就労が可能。

国籍別・都道府県別在留外国人数

ベスト3(畜産分野・令和5年6月末時点)

ベトナム	2,178人				
インドネシア	1,187人				
フィリピン	468人				
ほか					

北海道	1,241人			
茨城県	417人			
千葉県	380人			
ほか				

#### ふるさとワーキングホリデー



出展:総務省ふるさとワーキングホリデーポータルサイト (https://furusato-work.jp/)

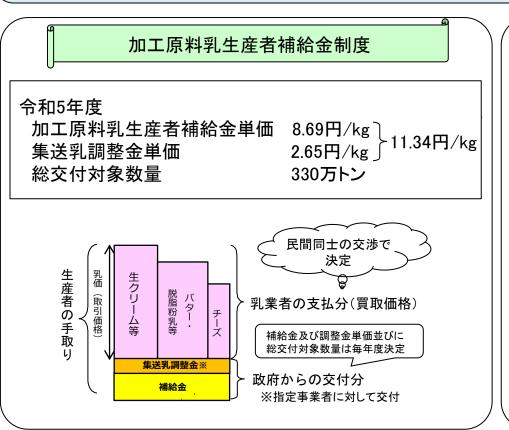
- ・ 「ふるさとワーキングホリデー」とは、一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域での暮らしを体感する総務省の事業。
- ・ 畜産分野においては、家畜の飼養管理等の生産に係る作業に加え、カフェ、レストラン営業の補助等、6次産業化に関係する業務などでも受入れが行われている。

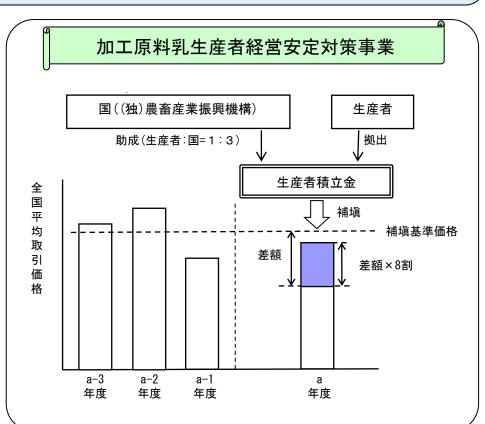
#### 北海道H町の事例

- ・2021年度に初めて実施。農協や漁協、商工会等で構成されるプロジェクトチームが主催し、町役場が事務局を 務める。
- ・町HP等で参加者の募集を行い、2022年度の受入れ実績は5名。酪農家での受け入れも実施。(3週間程度)
- ・町では、受入事業者・参加者間の調整や相談対応、参加者へ宿泊施設のあっ旋・提供、滞在期間中に地域住民との交流や地場産業の体験プログラムの提供を行う。

#### 酪農の経営安定対策の概要

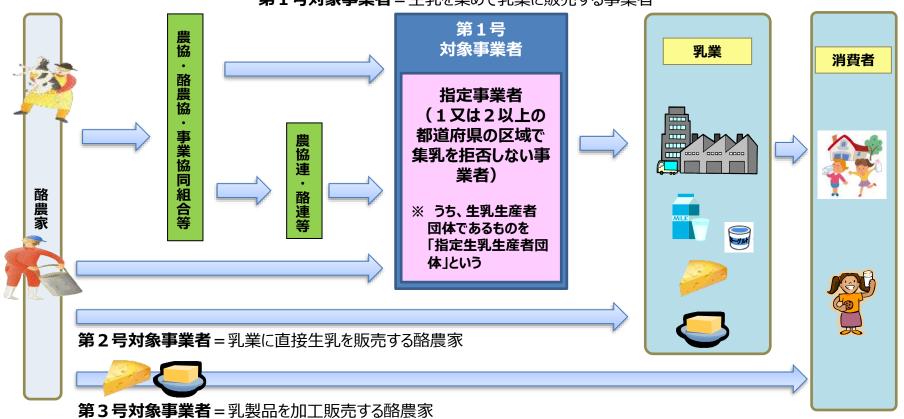
- ・ <u>加工原料乳</u>口について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から<u>集送乳</u>口を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け の生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補塡。





#### 改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者=生乳を集めて乳業に販売する事業者

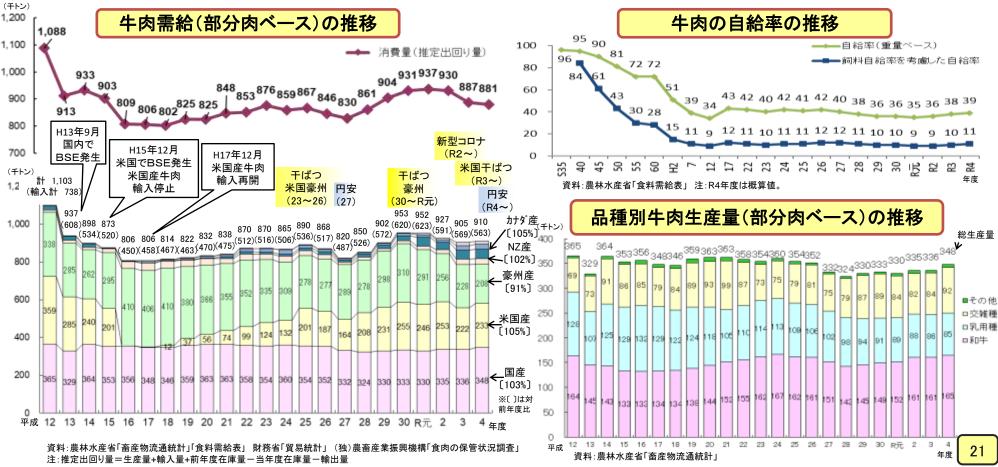


- 対象事業者(第1~3号)は、毎年度、生乳又は乳製品の年間販売計画を作成して農林水産大臣に 提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて生産者補給金等が交付(交付対象数量が上限)。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「指定事業者」として指定され、 加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

# 【牛肉関係】

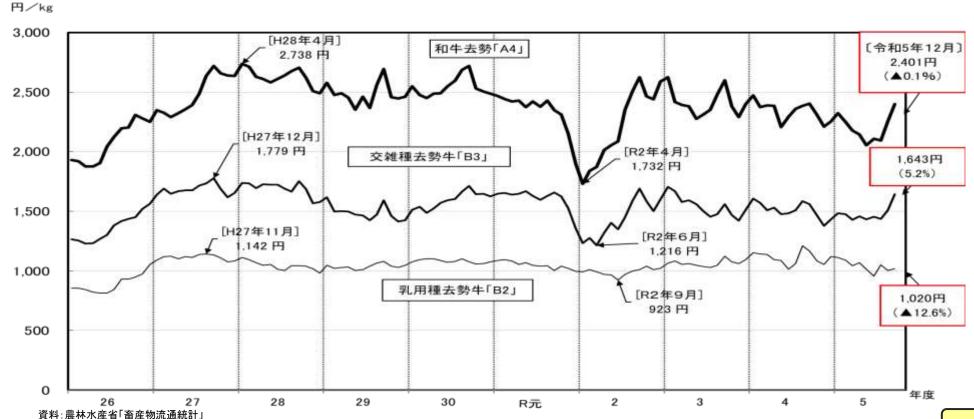
# 牛肉の需給動向

- ・ 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降3年連続で減少。令和4年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響もあり、88万トンと減少して推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向で推移しているが、近年、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和4年度は、全体では34.8万トンと前年度よりも増加。
- ・ 牛肉の自給率は、重量ベースで39%。



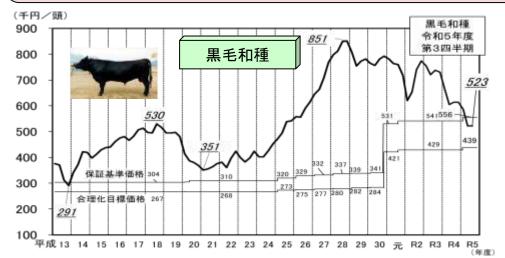
# 牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

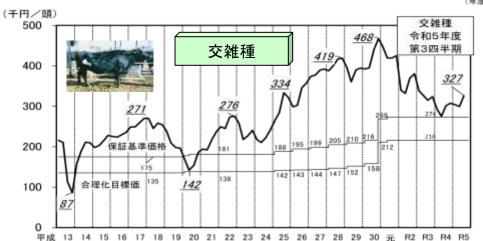
- ・ 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド 需要や外食需要の減退により大幅に低下。
- ・ 令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は前年を上回る水準で推移。
- ・ 令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、 外食需要等が低迷し、前年を下回って推移。
- ・ 令和4年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移。
- ・ 令和5年度の和牛価格は、引き続き、物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどから、前年を下回って推移している。 なお、11月以降、年末に向けた需要から相場は回復傾向となり、交雑種の月別平均価格は前年を上回って推移。

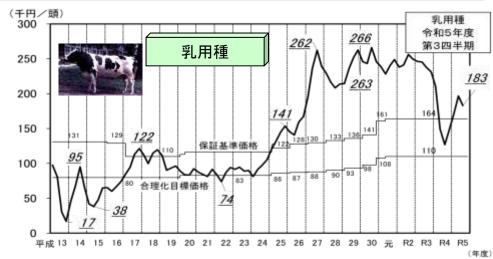


# 肉用子牛価格の推移

- ・ 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月に子牛価格が下落。直近の令和5年度第3四半期では、黒毛和種が保証基準価格を下回って推移。







#### 令和元~5年度補給金単価(単位:千円/頭)

_																				
l			R元:	年度			R24	年度			R34	F度			R44	F度			R5年度	
l	品種	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3
L		四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期
H,	毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34.40	33.50
科	毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	の他の 専用種		56.60	25.90	75.19		22.	70			8.2	20			67.	63				
翌子	L 用 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14.50	36.60	15.90	0	0	0
3	き 雑 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月~3月)としている。

# 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移し、令和5年も増加。
- 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から増加傾向で推移。

区分/	年	平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5
	戸 数(千戸)	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6
	(対前年増減率)(%)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	_	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)
肉用牛	頭 数(千頭)	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687
	(対前年増減率)(%)	(▲3.0)	(▲0.4)	(8.0)	(0.6)	(▲0.4)	_	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)
	1戸当たり(頭)	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6
うち	戸 数(千戸)	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8
繁殖雌牛	頭 数(千頭)	580	589	597	610	626	605	622	633	637	645
	1戸当たり(頭)	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1
うち	戸 数(千戸)	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5
肥育牛	頭 数(千頭)	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635
	1戸当たり(頭)	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

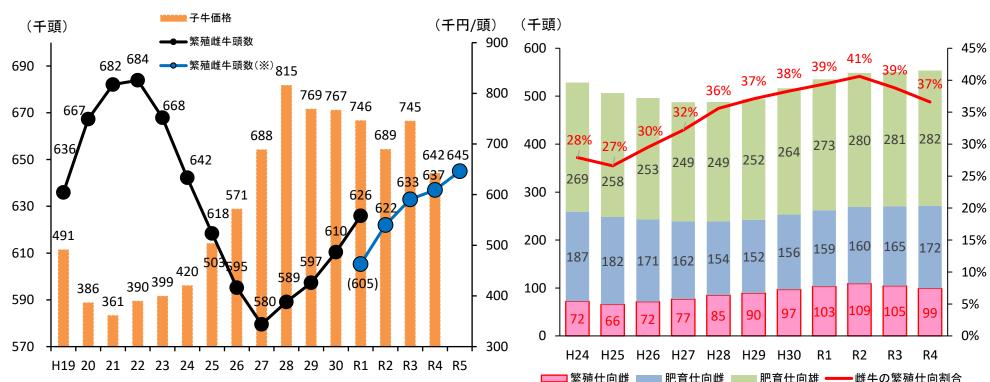
- 注1:繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。
  - 2:肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。
  - 3: 令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。
  - 4: 令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

#### 肉用牛繁殖雌牛の動向

- ・ 肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、令和5年は64万5千頭へと回復。
- ・雌牛の中で繁殖に仕向けられる割合については、令和2年まで上昇傾向で推移したが、令和4年は若干減少し37%。

#### 繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移

#### 肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)



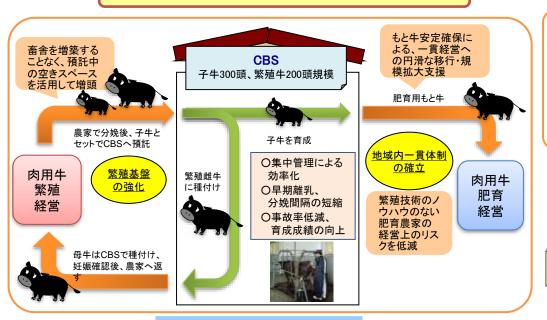
- 資料:農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」
  - ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)
- 注:繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。
  - 子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

- 注1:肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数
- 注2:繁殖仕向雌頭数は、雄:雌の出生割合が51:49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、 これから肥育仕向雌頭数を引いたもの
- 注3: 雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

#### 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーショ ン) やCS(キャトルステーション) の整備等を支援。
- 優良な繁殖雌牛の増頭や乳用牛への和牛受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大等の取組を支援。

#### CBSを活用した生産基盤強化の事例



#### 取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

#### 優良な繁殖雌牛の導入支援

- 畜産クラスター計画に基づく優良な繁殖雌牛の増頭 〔奨励金〕繁殖雌牛飼養50頭未満の経営体:24.6万円/頭
  - 繁殖雌牛飼養50頭以上の経営体:17.5万円/頭
- 〇 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入 農協等が繁殖雌牛を農家に貸付を行う取組に奨励金を交付 [奨励金]6万円/頭、(希少系統)9万円/頭
- へ その他にも導入を支援する事業を措置。

#### 和牛受精卵を活用した和子牛の生産



(令和3年度:和子牛全体の9%)









和牛受精卵

# ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。







機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発 情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24 時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための 労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、 監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex:導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国 平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex;導入後、分娩事故率が大幅に減少 (2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、 省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex:導入後、子牛の哺乳に係る労働時 間が80%低減。

# 肉用子牛対策の概要

- ・ 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の全国平均売買価格が 保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金)。
- また、補給金制度を補完するため、令和6年度において、和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、 飼養管理向上に取り組む生産者に発動基準に応じた定額の奨励金を交付(優良和子牛生産推進緊急支援事業)。

#### 【黒毛和種の場合】

<令和6年1~3月>

<令和6年4月~令和7年3月>

60万円(発動基準:ブロック別平均)

【令和6年度所要額:662億円】

## <u>和子牛生産者</u> <u>臨時経営支援事業</u>

黒毛和種のブロック別平均価格※が 60万円を下回った場合、 差額の3/4を支援

- ※ 4ブロック
  - ·「北海道」、「東北」、「本州関東以西·四国」、「九州·沖縄」
- ・極端に価格が高い都道府県は単独で平均価格を計算

#### 優良和子牛生産推進緊急支援事業

黒毛和種の**ブロック別平均価格**※が **60万円**を下回った場合、 **飼養管理向上**に取り組む生産者に **発動基準に応じた定額の奨励金**を交付

※ 4ブロック (極端に価格が高い都道府県は単独で、平均価格を計算)

発動基準(税込)	奨励金単価
60万円未満	<b>1万円</b> /頭
58万円未満	2万円/頭
57万円未満	3万円/頭

【飼養管理向上の取組】

- ・疾病防止のワクチン接種
- 駆虫•防虫対策
- 寒冷·暑熱対策
- 飼料効率の改善
- ・発情発見機等の活用 等

56万4千円(令和6年度保証基準価格:全国一本)

55万6千円(令和5年度保証基準価格:全国一本)

8千円引き上げ

#### 肉用子牛生産者補給金

黒毛和種の平均売買価格(全国平均)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付。

# 肉用子牛生産者補給金制度

・ 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

#### 肉用子牛生産者補給金制度

- ・ 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他 肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、 その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- ・ さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合 には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金 として交付

#### 保証基準価格及び合理化目標価格(令和5年度)<sub>(単位:千円/頭)</sub>

	黒毛和種	褐毛和種	その他 肉専用種	乳用種	交 雑 種
保 証 基準価格	556	507	325	164	274
合理化 目標価格	439	400	256	110	216

#### [生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒 毛 和 種: 1,600円/頭( 400円/頭)

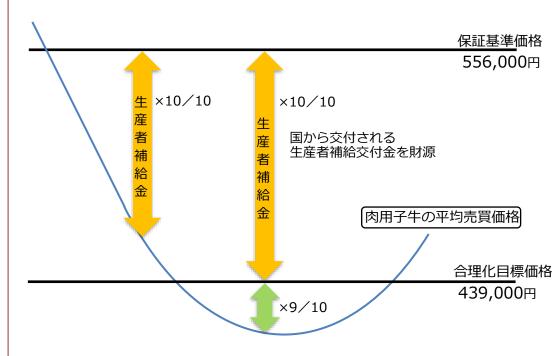
褐 毛 和 種: 6,000円/頭(1,500円/頭)

その他肉専用種: 18.800円/頭(4.700円/頭)

乳 用 種: 6,800円/頭(1,700円/頭)

交 雑 種: 3,200円/頭(800円/頭)

#### 【黒毛和種の場合】



生産者積立金を財源

(国:1/2、県:1/4、生産者:1/4 で積立)

≪R5年度所要額:662億円≫

# 和子牛生産者臨時経営支援事業(令和5年度)

#### 1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、

子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、

肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置する。

#### 2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別※1平均売買価格(四半期別※2、5、6)が、発動基準を下回った場合に、 当該平均売買価格と発動基準の差額の4分の3※4を支援する。

品種区分	発動基準※3
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他肉専用種	35万円

- ※1:黒毛和種は北海道、東北、本州関東以西・四国及び九州・沖縄の4ブロック、 褐毛和種及びその他肉専用種は全国1ブロック
- ※2: 黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他肉専用種は年間(令和5年1月から12月まで)で計算
- ※3:発動基準は消費税込価格
- ※4: 肉用子牛生産者補給金の支援対象と重複する部分を除く
- ※5: 黒毛和種について、全国平均に対し著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県は、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算
- ※6:その他の肉専用種の令和6年1月から3月までの3ヵ月分は年度(令和5年4月から令和6年3月まで)で計算
- 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体
- 4 実施期間 令和5年1月から令和6年3月まで
- 5 発動実績

		黒毛	褐毛和種	その他の			
	北海道	東北	本州関東以西·四国	九州•沖縄	161七111性	肉専用種	
令和5年1月~3月	-	_	-	-	10,800円/頭	22,500円/頭	
令和5年4月~6月	ı	26,000円/頭	-	15,000円/頭	11,200円/頭		
令和5年7月~9月	4,000円/頭	33,000円/頭	16,400円/頭	47,600円/頭	5,000円/頭	18,700円/頭	
令和5年10月~12月	15,900円/頭	33,000円/頭	16,400円/頭	49,500円/頭	-		

# 優良和子牛生産推進緊急支援事業(令和6年度)

#### 1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により 肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

#### 2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準(下表)を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

% <b>£1.</b> ₩ 3	:#	黒	毛	和	種	60万円	58万円	5 7 万円
発動基準		褐	毛	和	種	55万円	53万円	5 2 万円
(税込)	)	その他の肉専用種				3 5 万円	3 3 万円	_
必	要	取	組	数		2つ	3つ	4つ
奨	励	金	単	価		1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

- ※1:黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算
- ※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック
- ※3:黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

#### <飼養管理向上のための取組メニュー>

母子	共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善	・添加物による栄養補助	・疾病防止のワクチン接種	・疾病防止のワクチン接種
・駆虫・防虫対策	・寒冷・暑熱対策	・疾病の早期治療	・発情発見機等の活用
・牛体管理の徹底		・栄養状態を強化する人工哺乳	・高度な栄養管理

- 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体
- 4 実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで

#### 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準 的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

#### 《制度の内容》

①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1

②補塡割合

標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、

標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種: 5,000円~23,000円/頭

交雑種 :17,000円/頭 乳用種:14,000円/頭

4)対象者 肥育牛生産者

> 《令和5年度所要額》 977億円

#### 交付金交付状況(令和6年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

	<b>—</b>		
家族 労働費	差額	交付金	
物財費等		文刊並	
もと畜費		[消費税抜き] 標準的販売価格	

消費税抜き

品種		区域	交付金単価
		北海道	100,012
		青森県	26,163
		岩手県	_
	東	宮城県	32,505
	北	秋田県	20,285
		山形県	2,468
		福島県	21,898
肉		茨城県	40,284
専用		栃木県	38,358
種		群馬県	44,868
111		埼玉県	33,691
	関	千葉県	20,258
	東	東京都	2,487
		神奈川県	33,777
		山梨県	_
		長野県	15,474
		静岡県	27,617

品種		区域		交付金単価
		新潟県		_
	北	富山県		_
	陸	石川県	☆	_
		福井県		_
	由	岐阜県	☆	_
	東愛知県		34,192	
	<b>/</b> H	三重県		28,865
肉	近	滋賀県		53,748
専		京都府		54,738
用		大阪府		31,317
種	畿	兵庫県	☆	_
		奈良県		56,780
		和歌山県		_
		鳥取県		39,634
	ф	島根県		23,084
	中国	岡山県		16,632
		広島県		37,247
		山口県		27,180

品種		区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	_
		香川県	5,670
		愛媛県	_
		高知県	_
	九州	福岡県	69,409
		佐賀県	65,702
		長崎県	64,947
		熊本県	70,272
		大分県	55,069
		宮崎県	59,789
		鹿児島県	56,680
	沖縄県		9.747

交雑種		
乳用種	6,732	
	M	AFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒=

注1:☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。 注2:交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。